

議案第 1 号

白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部
を改正する条例の制定について

白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 5 年 1 1 月 2 4 日 提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、白井市公民センターの管理運営について令和 7 年度から
指定管理者へ移行するため、条例の一部を改正するものです。

白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

白井市公民センターの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

第8条を削る。

第7条中「市長」を「指定管理者」に、「第5条」を「第6条」に改め、「者」の次に「（以下「利用者」という。）」を加え、同条を第8条とする。

第6条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第6条とする。

第4条ただし書中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（指定管理者が行う業務）

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第1条に規定する目的にふさわしい事業の計画及び実施に関すること。
 - (2) センターの利用の許可及び取消しに関すること。
 - (3) センターの施設及び設備の管理に関すること。
 - (4) センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の収受に関すること。
 - (5) その他市長がセンターの運営に関し必要があると認める業務
- 第10条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

（秘密保持義務）

第19条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第67条の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

第9条を第18条とし、同条の前に次の9条を加える。

（指定管理者の指定の申請）

第9条 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書にセンターの管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（指定管理者の指定）

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 事業計画書によるセンターの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令等を遵守するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

（審査会への意見聴取）

第 1 1 条 市長は、前条第 1 項の規定により指定管理者の候補者を選定し、又は法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、あらかじめ、白井市指定管理者選定審査会の意見を聴くものとする。

(指定管理者に指定できない法人その他の団体)

第 1 2 条 市長は、次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっている法人その他の団体を候補者に選定することができない。

- (1) 白井市議会議員
- (2) 白井市長
- (3) 白井市副市長

(事業報告書の作成及び提出)

第 1 3 条 指定管理者は、毎年度終了後（法第 2 4 4 条の 2 第 1 1 項の規定により指定を取り消された場合にあっては、その取り消された日後）60 日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) センターの管理の実施及び利用の状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) センターの管理に係る収支の状況
- (4) その他センターの管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(開館時間)

第 1 4 条 センターの開館時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。

(休館日)

第 1 5 条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）

（利用料金）

第16条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

- 2 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が還付を認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金は、別表に定める額（営利を目的に利用するときは、同表に定める額に3を乗じて得た額）の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。
- 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（原状回復）

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備について、速やかに、原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第16条第3項関係）

区分	金額（1時間につき）
会議室	350円
相談室	250円
作法室	250円

集会室	3 5 0 円
視聴覚室	7 8 0 円
調理実習室	7 2 0 円
レクリエーションホール	9 7 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の第 3 条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、改正後の第 9 条から第 1 1 条までの規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の白井市公民センターの設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(白井市使用料条例の一部改正)

- 4 白井市使用料条例（昭和 5 6 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号及び別表第 6 を削る。

議案第1号資料

○白井市公民センターの設置及び管理に関する条例（平成25年条例第3号）新旧対照表

改正案	現 行
(略)	(略)
<p style="text-align: center;"><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p>第3条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号、以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><u>(業務)</u></p> <p>第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。</p>
<p style="text-align: center;"><u>(指定管理者が行う業務)</u></p> <p>第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>第1条に規定する目的にふさわしい事業の計画及び実施に関すること。</u></p> <p>(2) <u>センターの利用の許可及び取消しに関すること。</u></p> <p>(3) <u>センターの施設及び設備の管理に関すること。</u></p> <p>(4) <u>センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関すること。</u></p> <p>(5) <u>その他市長がセンターの運営に関し必要があると認める業務</u></p> <p>(利用者)</p>	<p>(1) <u>第1条の目的を達成するために必要な事業に関すること。</u></p> <p>(2) <u>その他市長が必要と認める業務</u></p> <p>(新設)</p> <p>(利用者)</p>
<p>第5条 センターを利用することのできる者は、市内に住所又は勤務先を有する者とする。ただし、<u>指定管理者</u>が必要と認めた者については、この限りでない。</p> <p>(利用の許可)</p>	<p>第4条 センターを利用することのできる者は、市内に住所又は勤務先を有する者とする。ただし、<u>市長</u>が必要と認めた者については、この限りでない。</p> <p>(利用の許可)</p>
<p>第6条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p>	<p>第5条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ<u>市長</u>の許可を受けなければならない。</p> <p>(利用の制限)</p>
<p>第7条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は拒むことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用許可の取消し)</p>	<p>第6条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、又は拒むことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(利用許可の取消し)</p>
<p>第8条 <u>指定管理者</u>は、<u>第6条</u>の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>第7条 <u>市長</u>は、<u>第5条</u>の許可を受けた者_____が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可を取り消すことができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(使用料)</u></p>
<p style="text-align: center;"><u>(指定管理者の指定の申請)</u></p> <p>第9条 <u>指定管理者</u>の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書にセンターの管理に係る事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。</p>	<p>第8条 センターの使用料は、白井市使用料条例(昭和56年条例第25号)の定めるとおりとする。</p> <p>(新設)</p>

(指定管理者の指定)

第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するものの中から指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

(新設)

- (1) 事業計画書によるセンターの管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) 関係法令等を遵守するものであること。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を指定したときは、速やかに、その旨を告示するものとする。法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときも、同様とする。

(審査会への意見聴取)

第11条 市長は、前条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定し、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消すときは、あらかじめ、白井市指定管理者選定審査会の意見を聴くものとする。

(新設)

(指定管理者に指定できない法人その他の団体)

第12条 市長は、次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっている法人その他の団体を候補者に選定することができない。

(新設)

- (1) 白井市議会議員
- (2) 白井市長
- (3) 白井市副市長

(事業報告書の作成及び提出)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後（法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後）60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(新設)

- (1) センターの管理の実施及び利用の状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) センターの管理に係る収支の状況
- (4) その他センターの管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(開館時間)

第14条 センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て変更することができる。

(新設)

(休館日)

第15条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(新設)

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前2号に掲げる日を除く。）
- （利用料金）

第16条 利用者は、指定管理者に利用料金を前納しなければならない。

（新設）

- 2 既に徴収した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が還付を認めるときは、この限りでない。
- 3 利用料金は、別表に定める額（営利を目的に利用するときは、同表に定める額に3を乗じて得た額）の範囲内において、市長の承認を受けて指定管理者が定める。
- 4 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

（原状回復）

第17条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設又は設備について、速やかに、原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。

（新設）

（損害賠償）

（損害賠償）

第18条 （略）

第9条 （略）

（秘密保持義務）

第19条 指定管理者又はセンターの業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第67条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、センターの管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、若しくは指定を辞退し、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（新設）

（委任）

（委任）

第20条 （略）

第10条 （略）

附 則

附 則

（略）

（略）

別表（第16条第3項関係）

区分	金額（1時間につき）
会議室	350円
相談室	250円
作法室	250円
集会室	350円
視聴覚室	780円
調理実習室	720円
レクリエーションホール	970円

（新設）

(附則第4項関係) 白井市使用料条例(昭和56年条例第25号)新旧対照表

改正案	現行																
(略)	(略)																
(公の施設の利用に係る使用料)	(公の施設の利用に係る使用料)																
<p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用するものは、当該各号に定める別表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>— ————— —————</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(削る。)</p>	<p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用するものは、当該各号に定める別表の規定により算出した額に100分の110を乗じて得た額を使用料として納付しなければならない。この場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>公民センター</u> 別表第6</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>別表第6 (第2条第6号関係)</p> <p style="text-align: center;">公民センター使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額(1時間につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>会議室</td> <td style="text-align: right;">320円</td> </tr> <tr> <td>相談室</td> <td style="text-align: right;">230円</td> </tr> <tr> <td>作法室</td> <td style="text-align: right;">230円</td> </tr> <tr> <td>集会室</td> <td style="text-align: right;">320円</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td style="text-align: right;">710円</td> </tr> <tr> <td>調理実習室</td> <td style="text-align: right;">660円</td> </tr> <tr> <td>レクリエーションホール</td> <td style="text-align: right;">890円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 営利を目的に利用するときは、第2条の規定により算出した額の3倍の額とする。</p>	区分	金額(1時間につき)	会議室	320円	相談室	230円	作法室	230円	集会室	320円	視聴覚室	710円	調理実習室	660円	レクリエーションホール	890円
区分	金額(1時間につき)																
会議室	320円																
相談室	230円																
作法室	230円																
集会室	320円																
視聴覚室	710円																
調理実習室	660円																
レクリエーションホール	890円																